

平成26年度歳末たすけあい援護金申請案内

この事業は、明るいお正月を迎えられるようにと歳末たすけあい運動で集められた募金から、**生活に支援を要する世帯に対して援護金の配分**を行います。希望される方は下記より申請してください。

1. 配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅であって10月1日現在、次の(1)(2)(3)の3つの条件いずれも満たしていることが必要です。

- (1) 常陸大宮市内に6ヶ月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税で、次にあげるア～オの条件いずれかに該当する世帯
 - ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
 - イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
 - ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
 - エ. 重度障害者のいる世帯
 - ①身体障害者手帳1級または2級
 - ②療育手帳④又はA
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級
 - オ. 母子・父子家庭

※ 上記に該当する場合でも、生活保護世帯及び施設入所あるいは長期入院（6ヶ月以上）などの理由で在宅でない場合は対象外です。

2. 援護金額と配分の方法

援護金の金額は、今年度の歳末たすけあい募金の額により決定いたします。
平成26年12月中に民生委員より手渡しで配分します。やむを得ず振込みを希望される方は通帳のコピーを添付してください。（振込み手数料を差し引いて振込みます。）

3. 提出書類

歳末たすけあい援護金配分申請書（この「申請案内」裏面）

4. 申込受付期間、提出先

受付期間 平成26年10月1日（水）～平成26年11月7日（金）
提出先 「歳末たすけあい援護金配分申請書」をお住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・支所へ提出してください。
申し込みについて、わからないことがありましたら以下へお問い合わせください。

<問い合わせ先>

社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会

本所	北町388-2	総合保健福祉センター「かがやき」内	TEL53-1125
山方支所	山方660	山方総合支所内	TEL57-6826
美和支所	下檜沢3632	美和総合福祉センター内	TEL58-3311
緒川支所	小舟1282	やすらぎ荘内	TEL56-2857
御前山支所	野口3195	御前山保健福祉センター内	TEL55-2733

平成26年度歳末たすけあい援護金配分申請書

社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会長 様

歳末たすけあい援護金の対象世帯に該当しますので援護金の配分を申請します。

ふりがな			続柄			
申請者氏名						
ふりがな			生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日		
対象者氏名						
住 所	〒 ー ー 常陸大宮市					
電話番号	() ー ー ー					
対象者が該当するところに○	<input type="radio"/>	ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者				
	<input type="radio"/>	イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯(要介護度)				
	<input type="radio"/>	ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯				
	<input type="checkbox"/>	エ. 重度障害者のいる世帯		対象者の等級及び番号	障害等級	
	<input type="radio"/>	①身体障害者手帳1級または2級				
	<input type="radio"/>	②療育手帳Ⓐ又はA			手帳番号	
	<input type="radio"/>	③精神障害者保健福祉手帳1級				
<input type="radio"/>	オ. 母子・父子家庭					
受領方法希望する方に○	1. 民生委員を通じて配分		2. 振込みによる配分			
添付書類該当する場合○	<input type="radio"/>	振込を希望される方	通帳の表紙内側の口座番号・名義のわかる部分のコピー			

取扱民生委員氏名	
----------	--

※この申請書に記載された個人情報や添付書類は本事業以外の目的には使用いたしません。